

「TECH-PoC（テック系スタートアップ実証実験等支援助成）」募集要項

横浜市では、TECH & GLOBAL をコンセプトに、“TECH HUB YOKOHAMA”を中心に、テック系分野を重点としてスタートアップの成長支援策を展開しています。その一環で、スタートアップが事業化を進める上で必要な実証実験を支援する「TECH-PoC（テック系スタートアップ実証実験等支援助成）」の公募を実施します。

つきましては、スタートアップから実証実験の計画を募集します。

1 事業の目的・概要

横浜経済の持続的な発展のためには、今後の雇用や税収を担う成長性の高いスタートアップを数多く生み出していく必要があります。そのためにはスタートアップが成長しやすいエコシステムの形成が必要であり、その中で実証実験は重要な要素の一つです。本事業では、革新的なビジネスアイデアを有し、大きな成長を志向するテック系スタートアップが、技術的な実現性やビジネス価値を確認し、次のステップ（資金調達や本格導入等）につなげるための実証実験をサポートします。

2 応募対象

(1) 対象者

テック系分野の製品やサービスの事業化に向けた実証実験等（実証実験の前提となる調査・開発等を含む。）を横浜市内等で実施することを計画する設立5年未満のテック系スタートアップで、横浜市内に拠点を設置している又は令和9年度末日までに、横浜市内に事業拠点を設置するもの。

(2) テック系スタートアップ

①	先進的かつ独自の技術を強みとした製品、サービスを開発し、イノベーションや新たなビジネスモデルの構築、新たな市場の開拓を行い、創業から短期間で急成長を目指す会社で、かつ、中小企業基本法第2条第1項に定義される会社をいう。
②	大学等の研究者で、先進的かつ独自の研究シーズを有しており、シーズの事業化の意欲がある者
③	海外に所在し、先進的かつ独自の技術を強みとした製品・サービスの開発を行う企業であって、企業規模および事業内容が①に掲げる会社に準ずる者

(3) 応募資格

次の①～⑬にすべて該当するものとします。なお、文中に明記がある場合を除いて、応募時点で条件を満たしていることが必要です。

- ① 国内法人の場合は、令和8年4月1日時点で設立5年未満であり、横浜市内に本社又は事業拠点を有するもの、若しくは、令和9年3月31日までに、横浜市内に事業拠点を設置するもの
- ② 外国法人の場合は、令和9年3月31日までに、日本国内に法人を設立または支社を登記、かつ横浜市内に事業拠点を設置するもの
- ③ 法人の場合は、次のいずれにも該当しないもの
ア 一の大企業に発行済み株式の総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資されているもの

イ 複数の大企業に発行済み株式の総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資されているもの

ウ 役員総数の半数以上を大企業の役員又は社員が兼務しているもの

④ 大学等に所属する研究者である場合は、令和9年3月31日までに、横浜市内に本社又は事業拠点を有する法人を設立し、かつ所属する大学等から助成金への応募について承認を得ている者

⑤ 横浜市暴力団排除条例(平成23年横浜市条例第51号。以下「暴排条例」という。)に基づき、次のいずれにも該当しないもの

ア 暴力団(暴排条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。)

イ 代表者又は役員のうち暴力団員(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者がある法人

ウ 個人にあっては、個人が暴力団員に該当するもの

⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第3条第1項の適用を受けた飲食店(公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのないものを除く。)及び第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当しないもの

⑦ 令和8年4月1日時点で法人設立から5年を経過しないことを法人登記簿謄本の写し(履歴事項全部証明書の写し)により確認できるもの

⑧ 横浜市に対する税金その他の債務の滞納がないもの

⑨ 実証実験等の実施に係る許可、認可、免許等を取得しているもの(成果の事業化に伴い必要となる場合は、その見込みがあるもの。)

⑩ 募集を行う年度に横浜市経済局が実施する研究開発や実証実験に係るその他の助成事業において助成金の交付を受けていないもの

⑪ 募集を行う年度の前年度に、本事業の採択を受けていないもの。なお、前回の採択年度と募集を行う年度が連続しない場合は応募可能とする。

⑫ その他関連法令を遵守しているもの

⑬ 本募集要項の「7 応募方法等」にある事前相談受付期間に事前相談を受けていること。

※ 応募資格を満たしていないことが判明した場合、審査対象外又は採択取消とします。

3 募集内容

(1) 実証実験等実施計画の期間

採択～令和9年2月28日

(2) 対象分野

モビリティやクリーンテック等テック系分野で先進的かつ独自の技術を用いるもの。

【対象例】

AI、ロボティクス、電子機器、半導体、量子、バイオテクノロジー、医療機器、新素材、エネルギー、環境、航空宇宙、サーキュラーエコノミー など

(3) 実証実験のフィールド

原則、横浜市内

4 支援内容

助成金額	支援内容
助成金の交付 上限:200万円 助成率:対象経費の2/3	実証実験等の伴走支援 横浜における実証実験の実施と、ビジネス展開に必要となる、 ・実証フィールドの調整 ・試作品開発等を円滑に進めるための助言 ・協業先やトライアル導入先に関するマッチング 等

※助成金の申請については、本事業に採択されることが条件です。(助成金対象経費などの詳細は、「5 助成金申請の対象となる経費」及び「横浜市テック系スタートアップ実証実験等助成金交付要綱」をご確認ください。)

【注意事項】

- ① 採択スタートアップへの支援は、事務局である横浜市と本事業の受託者である、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「受託者」という。)が行います。
- ② 横浜市と受託者は、コーディネート・マッチング等の伴走支援は行いますが、実証実験等にかかる費用の負担は行いません。(助成金を除く。)
- ③ 横浜市と受託者は、様々な関係先へのマッチングを試みますが、必ずしも事業期間内でのマッチング成立を保証するものではありません。
- ④ 提出資料に未記入箇所がある場合や、所定の様式に従っていない場合は、無効となる場合があります。
- ⑤ 上記の支援内容をすべて実施するとは限りませんので、ご了承ください。

5 助成金申請の対象となる経費

助成金の交付対象となる経費は、以下に掲げるもので、対象事業の実施に必要不可欠であり、かつ対象となる計画の期間内に契約、取得を完了し、報告書の提出までに支払いが完了するものとします。

費目	内容
①試作品等の開発費 (仕入代金、材料費、外注費等)	ハードウェア関連 ・ 原材料・副資材の購入 ・ 機械装置又は工具、器具、資料等の購入費 (原則、単価が10万円未満(税込)のものに限る(※1)) ・ 機械装置等のリース料 (リース契約終了後に所有権が移転するものは、リース料ではなく購入費とみなす) ・ 外注加工費 (デザイン費等を含む) ・ 開発・改良に係るその他必要経費 ・ ソフトウェア関連

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部ベンダー等への外注費 ・ 開発環境・ツール等の利用料 ・ 試作品等の開発・改良に係るその他必要経費 <p>ただし、以下の経費については対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 量産に使用するもの ・ パソコンやスマートフォン等の本実証実験以外でも使用できる資産とみなされるもの
<p>②実証実験・トライアル導入関連費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全対策費（保険料・機器試験料・保安警備料等） ・ 謝礼等（モニターや協力施設への謝金、その他物品を含む） ・ 会場使用料等 ・ 機器賃借料（クラウドサービス利用料等を含む） ・ 製品・サービスの取得費用およびリース料、使用料等 ・ 導入に係る設置費用、輸送費用、調整・設定費用、カスタマイズ費用（外注分に限る）、メンテナンス、燃料費等のフライ費用（他の用途にかかる経費と区別できないものは除く） ・ 実証実験・トライアル導入に係るその他必要経費
<p>③旅費・交通費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅費・交通費（採択企業に係る旅費・交通費で、領収書等を取得可能なものであり、かつ旅行目的が採択された事業の目的と合致すると判断できるものに限る）
<p>④謝金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士、公認会計士、弁理士等専門家への謝金
<p>⑤調査費・広告費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許及び実用新案の調査・取得に要する費用（弁理士等への謝金を含む） ・ ニーズ・市場・マーケットの調査に要する費用 ・ 技術評価に要する経費 ・ 広告宣伝費（展示会・見本市等への出展費用を含む） ・ 調査宣伝に係るその他必要経費 <p>ただし、以下の経費については対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他者からの知的財産権等の買い取り費用 ・ 日本の特許庁に納付される出願手数料等（出願料、審査請求料、特許等） ・ 拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費 ・ 国際調査手数料・国際予備審査手数料において、日本の特許庁に納付される手数料 ・ 外部の者と共同で申請を行う場合の経費 ・ 本補助事業と密接な関連のない知的財産権等の取得に関連する経費 ・ 他の制度により知的財産権の取得について補助等の支援を受

	けている経費 ・本実証に限らない、単純な広告宣伝費
⑥直接人件費	・対象事業の実施に要する直接人件費（登記上役員に該当するものは除く。）
⑦ その他費用	・当事業に関連するその他必要経費(※2)

※1…原則 10 万円未満(税込)とします。10 万円以上(税込)となるものについて、実証実験等の内容に応じて、特に必要と認められる場合は対象とします。

※2…上記に記載のない経費は実証実験等の内容に応じて、横浜市が個別審査し、対象可否を判断します。

【留意事項】

- ・いずれの経費も消費税及び地方消費税相当額は含みません。
- ・実証実験等計画に関わりのない経費と混同して支払いが行われており、助成対象経費との支払の区別が難しいものは助成対象経費から除外します。
- ・役員重複又は資本関係がある企業間で行われる取引は助成対象経費から除外します。

6 採択企業数

次の限度額を超過した部分を除いて、助成対象経費全額を助成金算定基礎額とする。

- ・直接人件費
助成対象経費総額の 50%を限度とする。

おおむね6社程度

- ※ 採択には審査があります。
- ※ 審査基準については、「9 選定方法」をご参照ください。

7 応募方法等

◆(TECH-PoC 応募者対象) 事前相談受付期間

令和8年4月 23 日(木)10:00～6月 12 日(金)17:00 **※必須**

- ※ 審査の対象となる実証実験計画(提案書)の作成にあたり、実証実験の実現性を高めるために必要な相談・助言等を行います。

以下の実証ワンストップセンター受付フォームからご相談ください。

<https://reg18.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=nekf-mbrclj-7954caaaf52016a7593545c4d72fb547>

◆実証実験計画(提案書)受付締切

令和8年7月 13 日(月)17:00

- ・提出書類:提案書様式(実証実験等実施計画書)

以下の URL からダウンロードしてください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/iot/tech-poc/poc_subsidy_r8.html

- ・提出方法:横浜市電子申請届出システムからご申請ください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/03851805-c01c-495d-ba27-86172848cad3/start>

※ 電子申請が難しい場合は、「11 お問合せ先」記載の連絡先へご相談ください。

<実施スケジュール(予定)>



※ 採択・不採択の決定通知は、令和8年8月中旬に電子メールにてご連絡します。

8 事業の流れ

1 事前相談 ※必須

事前相談の受付フォームからご相談ください。事務局でご応募いただく予定の計画のビジネス性や実証の有効性、実施体制などの確認、実証実験計画(提案書)について、必要な助言等を行います。

2 プレ実証フェーズ

上記内容が確認できた計画については、必要に応じて実証フィールドやマッチング先の探索など、事前に実証計画の実現可能性の確認をいたします。

3 応募

提案書類に必要事項をご記入の上、横浜市電子申請届出システムからご申請ください。

4 審査~採択

提案書類に基づき、審査を実施し採択者を決定します。

なお、審査にあたり、必要に応じてヒアリングさせていただく場合があります。

5 助成金申請~交付決定

助成金交付要綱に沿って、助成金の申請を行ってください。

6 計画書に基づく実施

(1) スタートアップ、横浜市及び受託者は、実証実験等実施計画書に沿って取組を実施します。

(2) 実証実験等に協力する事業者が必要な場合、横浜市と受託者はマッチングまでを行い、必要に応じてその後の調整を支援します。取組に関する具体的な調整・契約は、基本的にはスタートアップが行います。

(3) トライアル導入の実施にあたり、スタートアップは導入先の市内中小企業又は横浜市各部署が安心して導入を引き受けられるよう対策を講じてください。

【例】導入先の課題や用途にあわせたカスタマイズ、サービスや製品等の設置、導入先へのガイダンス、導入中の問合せや不具合発生時の対応 等

(4) 実証実験等の実施にあたり、諸事故や第三者への損害が生じないように対策するとともに、諸事故や第三者への損害が生じた場合に備えて、損害賠償保険に加入するなど必要な措置を講じてください。

<p>(5) 事業期間中は、スタートアップは横浜市及び受託者と定期的に情報共有を行いながら、取組を進めてください。特に、本事業は実施期間が限られていることから、お互いにスケジュール管理には十分留意しながら進めてください。</p>
<p>7 実績報告書の提出～助成金の確定～助成金の支払</p> <p>事業終了後、令和9年3月 24 日までに、実施報告書をご提出いただきます。なお、3月末までに事務局で内容を確認しますので、修正等に応じられるようご準備をお願いします。</p> <p>また、秘密保持を要する箇所を除いた「公表版」も作成していただきます。</p> <p>【実績報告書の内容】</p> <p>実証実験等の実施内容、具体的な成果、ユーザーの感想やフィードバック 等</p>
<p>8 情報発信</p> <p>本事業での取組は適宜、横浜市のホームページ等で情報発信させていただきます。情報発信のための原稿作成・画像(動画)提供等にご協力ください。</p>
<p>9 TECH HUB YOKOHAMA へのメンバー登録</p> <p>採択された際にはスタートアップ支援拠点「TECH HUB YOKOHAMA」へのメンバー登録を推奨いたします。</p>

9 選定方法

(1) 選定方法

ご提出いただいた提案書類をもとに審査を行い採択・不採択を決定します。

審査は、書類審査及びヒアリングを予定しています。

(2) 審査項目

- ア 実証実験の実現性
- イ 先進性
- ウ 優位性
- エ ビジネスの成長性
- オ 会社の経営力
- カ 実証実験の有用性
- キ その他市長が定める項目

10 その他の留意事項

(1) 以下に該当する場合、審査対象外又は採択取消となります。

- ① 応募者の基準を満たさないことが判明した場合
- ② 応募内容に不備がある場合
- ③ 応募に際して虚偽の情報を記載し、その他事務局に対して虚偽の申告を行った場合

(2) 本事業の伴走支援等については、受託者に事業委託し、実施します。また、御提供いただく個人情報は、審査、伴走支援及びスタートアップの成長につながるイベント・プログラムの案

内の目的で利用します。

- (3) 審査経過・結果に関するお問合せには一切応じられません。
- (4) 審査、選定及び承認に関して、横浜市が採択された企業の事業計画等について一切の保証を行うものではありません。
- (5) 本事業の参加者として不適切であると横浜市が判断した場合には、支援期間中であっても支援を停止する場合があります。
- (6) 外国法人は、助成金の交付を受けるため、日本国内の金融機関における銀行口座を有していること、又は令和8年度末までに国内の金融機関に口座を開設する必要があります。

11 お問合せ先

本事業に関するご質問等は、下記にお問い合わせください。

事前相談受付フォーム

<https://reg18.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=nekf-mbrclj-7954caaaf52016a7593545c4d72fb547>

担当:実証実験支援事務局

※三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社が、応募申請に関するサポートを行います。

応募、助成金に関すること

E-mail: ke-pocsubsidy@city.yokohama.lg.jp TEL: 045-671-2748

担当: テック系 SU 実証実験支援窓口(横浜市経済局イノベーション推進課) 小川、山口